



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
9月30日（月）  
号 外  
第 23 号

## 目 次

### 規 則

○児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部改正…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第九号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月三十日

栃木県知事 福田 直 一

### 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和五十五年栃木県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第2条関係）</b> 本人及び扶養義務者に係る徴収金基準額表				<b>別表（第2条関係）</b> 本人及び扶養義務者に係る徴収金基準額表			
各月初日の措置 児童の属する世 帯の階層区分		入所施設	母子生活支 援施設、児 童心理治療 施設（児童 を通わせて 支援を行う 場合に限 る。）及び 自立援助 ホーム	各月初日の措置 児童の属する世 帯の階層区分		入所施設	母子生活支 援施設、児 童心理治療 施設（児童 を通わせて 支援を行う 場合に限 る。）及び 自立援助 ホーム
階層 区分	定 義		徴 収 金 基 準 額 (月 額)	徴 収 金 基 準 額 (月 額)	階層 区分		定 義
略				略			
1・2 略				1・2 略			
3 この表の「入所施設」とは、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>指定発達支援医療機関</u> （肢体不自由児又は重症心身障害児の入院に係るもの				3 この表の「入所施設」とは、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>指定医療機関</u> （肢体不自由児又は重症心身障害児の入院に係るもの			

備	に限る。)、児童心理治療施設(児童を 通わせて支援を行う場合を除く。)、 児童自立支援施設、助産施設、小規模 住居型児童養育事業所及び里親をいう。	備	に限る。)、児童心理治療施設(児童 を 通わせて支援を行う場合を除く。)、 児童自立支援施設、助産施設、小規模 住居型児童養育事業所及び里親をいう。
4～7 略	4～7 略	4～7 略	4～7 略
考	<p>8 <u>障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置された児童が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る措置費のうち実費負担額(知事が別に定める額をいう。以下同じ。)に係る部分を除いた部分については徴収しないものとする。ただし、当該児童に係る措置費のうち実費負担額に係る部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</u></p> <p>9 <u>障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置された児童であつて、B階層と認定された世帯に属するものが3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合における当該児童に係る措置費の徴収については、前項の規定を準用する。</u></p>	考	

附 則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和元年十月一日以後の措置に要する費用の徴収について適用し、同日前の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(いしむ政策課)